

下水道等使用料の改定について（答申）

令和7年4月23日

うきは市下水道等事業推進審議会

本審議会は、令和6年10月16日にうきは市長から諮問された下水道及び水道使用料の見直しの検討について、計5回にわたり審議した。下水道事業(特定環境保全公共下水道、農業集落排水、特定地域生活排水処理)及び水道事業(簡易水道、専用水道)は、市民生活や経済活動に欠かすことのできない社会基盤として、安定的な経営が求められている。使用料見直しの検討にあたっては、近年の経営状況や将来の見通しを踏まえ、物価高騰が続く中での市民生活への影響や将来世代の負担などについて考慮しながら慎重に審議を行った。

はじめに、下水道事業について審議を行った。本市では平坦部で特定環境保全公共下水道(屋部、吉井、浮羽処理区)と農業集落排水(高田・今泉処理区)、山間部等で特定地域生活排水処理(合併浄化槽)の3事業を実施している。

水洗化率(接続人口/処理区域内人口)は、全体で8割を超え、現在も微増しているものの、今後の人口減少に伴う使用料収入の減少が危惧されている。

また、公営企業会計は独立採算が原則とされる中、一般会計から国が定める繰出基準以外の補助金(基準外繰出金)を3億円ほど受けており、使用料収入が伸びなければ、今後も基準外繰出金は増加すると見込まれている。

今後の経営状況を試算した「うきは市下水道事業経営戦略」では、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方で、物価高騰等に伴う維持管理費の増加や老朽化・施設の統廃合等に伴う更新に対応するため、現状と同程度以上の基準外繰入金が必要になると見込まれている。

本審議会では、さらなる経費削減や滞納徴収等の経営改善の実践を前提とし、それでもなお懸念される将来世代への影響をできる限り軽減するため、必要最小限の料金改定はやむを得ないと判断した。

その上で、改定率の検討では、経営状況を表す指標の経費回収率(汚水処理費用に対する使用料収入の割合)を主眼に審議した。令和8年度の経費回収率が80%程度と見込まれる中、目標の100%の実現には20%程度の使用料改定が必要となる。もとより、大幅な値上げは市民生活に与える影響が大きいため、総合的に勘案して、今回は10%増額の改定を行いながら、経費回収率を90%程度に向上させることが適当と判断した。また、改定には経営状況を明確に反映させ、必要最小限とする趣旨から、改定額は円単位で設定することとした。

なお、家事用については、世帯割額と人員割額の使用料総収入額が概ね1:2となることに着目し、上記改定率10%に該当する世帯割と人員割の改定率の組合せが複数あることから、どの組合せを採用するか検討を行った。その結果、今後、人口減少の一方で世帯数の変動は比較的小さいことが見込まれる中、安定的な使用料収入の確保や世帯間の負担のあり方などを総合的に勘案し、世帯割の改定率20%、人員割の改定率5%とすることが適当と判断した。

以上から、用途ごとの使用料改定を別表のとおりとした。

概要は以下のとおりとし、月額について増額分と合算額を税込みで記載する。
家事用について、世帯割額20%増及び人員割額5%増を適用し、世帯割額を242円増額し1,452円、人員割額を44円増額し924円とした。

以下の用途は、現行の下水道使用料に対して原則10%増を適用した。

事業用Aについて、基本料金を250円増額し2,758円、人員割額を62円増額し689円とした。

事業用Bについて、基本料金を176円増額し1,936円、使用水量を区分ごとに10%増額するとした。

併用Aについて、家事用及び事業用Aの改定額を適用するとした。

併用Bについて、家事用及び事業用Bの改定額を適用するとした。

公民館等用について、区分ごとに10%増額するとした。

10人槽以上の浄化槽使用料について、区分ごとに10%増額するとした。

次に、水道事業について審議を行った。本市では福富校区の一部の地域(富永、鷹取)での簡易水道と公営住宅での専用水道で生活水の供給が行われている。

また、小石原川ダムを水源として検討されている上水道事業については、今後の方向性は定まっていない状況である。

今回、自家の井戸での生活水の確保が難しい一部地域や公営住宅を対象にしている水道事業について、下水道使用料に加えた改定を行うことは、物価高騰が続く中、市民生活に大きな影響を及ぼすこと、また、上水道事業については、今後の人口減少をはじめ本市を取り巻く状況等を踏まえ、フル整備だけにこだわらない様々な方策について検討する必要があるとの市の考えから、情勢が大きく変わる可能性も考えられることなどを総合的に勘案し、水道使用料は据え置くという判断に至った。

以上が本審議会の結論であるが、経営改善に向けた経費削減や口座振替の推進と滞納徴収等の更なる強化による収納率向上を強く求める。また、今後も5年ごとに本審議会での検討の機会を設け、経営改善を図られたい。なお、使用料改定の時期は、改定に必要な条例改正の手続きやその後の周知のための期間の確保等を勘案し、令和8年度を目途にすることが妥当と判断する。

最後に本市公営企業の安定的な経営を進め、将来世代の負担軽減に繋がることを期待して、本審議会の答申結果とする。

令和7年4月23日

うきは市下水道等事業推進審議会
会長 岩佐 満典

下水道使用料 用途ごとの改定案

用途	算出項目		使用料(税込み)		増加額			増加率	
			現行	改定案	原価	税	計		
家事用	世帯割額		1,210 円	1,452 円	220	22	242	20.0%	
	世帯人員割額		880 円/人	924 円/人	40	4	44	5.0%	
事業用A	基本料金 使用人員4人まで		2,508 円	2,758 円	228	22	250	10.0%	
	人員割額 4人を超える使用人数		627 円/人	689 円/人	57	5	62	9.9%	
事業用B	基本料金 使用水量10m ³ まで		1,760 円	1,936 円	160	16	176	10.0%	
	使用水量	10m ³ を超え30m ³ までの部分	176 円/m ³	193 円/m ³	16	1	17	9.7%	
		30m ³ を超え50m ³ までの部分	198 円/m ³	217 円/m ³	18	1	19	9.6%	
		50m ³ を超え100m ³ までの部分	220 円/m ³	242 円/m ³	20	2	22	10.0%	
		100m ³ を超える部分	242 円/m ³	266 円/m ³	22	2	24	9.9%	
併用A	世帯割額		1,210 円	1,452 円	220	22	242	20.0%	
	世帯人員割額		880 円/人	924 円/人	40	4	44	5.0%	
	使用人員割額		627 円/人	689 円/人	57	5	62	9.9%	
併用B	世帯割額		1,210 円	1,452 円	220	22	242	20.0%	
	世帯人員割額		880 円/人	924 円/人	40	4	44	5.0%	
	事業用	基本料金 使用水量10m ³ まで		1,760 円	1,936 円	160	16	176	10.0%
		使用水量	10m ³ を超え30m ³ までの部分	176 円/m ³	193 円/m ³	16	1	17	9.7%
			30m ³ を超え50m ³ までの部分	198 円/m ³	217 円/m ³	18	1	19	9.6%
			50m ³ を超え100m ³ までの部分	220 円/m ³	242 円/m ³	20	2	22	10.0%
			100m ³ を超える部分	242 円/m ³	266 円/m ³	22	2	24	9.9%
公民館 等用	世帯数	50世帯まで	1,650 円	1,815 円	150	15	165	10.0%	
		50世帯を超え100世帯まで	2,420 円	2,662 円	220	22	242	10.0%	
		100世帯を超え150世帯まで	2,970 円	3,267 円	270	27	297	10.0%	
		151世帯以上	3,630 円	3,993 円	330	33	363	10.0%	

10人槽以上浄化槽使用料

処理人槽区分	使用料(税込み)		増加額			増加率
	現行	改定案	原価	税	計	
10人 (二世帯住宅等に設置されているものを除く。)	7,810 円	8,591 円	710	71	781	10.0%
11～15人	11,660 円	12,826 円	1,060	106	1,166	10.0%
16～20人	13,970 円	15,367 円	1,270	127	1,397	10.0%
21～25人	16,280 円	17,908 円	1,480	148	1,628	10.0%
26～30人	18,590 円	20,449 円	1,690	169	1,859	10.0%
31～35人	20,900 円	22,990 円	1,900	190	2,090	10.0%
36～40人	23,210 円	25,531 円	2,110	211	2,321	10.0%
41～45人	25,520 円	28,072 円	2,320	232	2,552	10.0%
46～50人	27,830 円	30,613 円	2,530	253	2,783	10.0%
51人以上	当該浄化槽の維持管理費等を勘案し、人槽に応じて市長が定める額。		-	-	-	-

※増加額の計算と増加率について

答申による増加率が10%であることから、以下の計算により増加額を計算した。
 なお、消費税の小数点未満切り捨てにより、増加率が10%未満の表記のものがある。

現行の原価×増加率10%＝増加額（原価）…①

①×消費税10%＝増加額（税）（小数点未満切り捨て）…②

①+②＝増加額（計）